

平成 29 年 5 月 12 日



各 位

会 社 名 株式会社 宮 崎 銀 行
代 表 者 名 取締役頭取 平 野 亘 也
(コード番号 : 8 3 9 3 東証第一部、福証)
問 合 せ 先 取締役経営企画部長 河 内 克 典
(TEL 0 9 8 5 - 3 2 - 8 2 1 2)

株式の併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 132 期定時株主総会に、株式の併合に係る議案を付議することを決議いたしました。併せて、本株主総会において株式併合に係る議案が承認可決されることを条件として、単元株式数の変更及び定款の一部変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を 100 株に集約することを目指しております。

当行は、東京証券取引所及び福岡証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当行株式の売買単位を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、当行株式の投資単位を、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5 万円以上 50 万円未満)にするため株式併合(10 株を 1 株に併合)を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

併合する株式の種類

普通株式

併合の方法・比率

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式を基準に、10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成 29 年 3 月 31 日現在)	176,334,000 株
株式併合により減少する株式数	158,700,600 株
株式併合後の発行済株式総数	17,633,400 株

(注) 「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式数」は、上記「株式併合前の発行済株式総数」に株式併合の割合を乗じて算出した理論値であります。

株式併合による影響等

株式併合により、普通株式に係る発行済株式総数は 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、普通株式 1 株当たり純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当行株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当行株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
全株主	7,022名 (100.0%)	176,334,000株 (100.0%)
10株未満所有株主	273名 (3.8%)	438株 (0.0%)
10株以上所有株主	6,749名 (96.1%)	176,333,562株 (100.0%)

(注) 上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様273名(所有株式数の合計438株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または当行の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 新株予約権の権利行使価額の調整

本株式併合に伴い、当行発行の株式の新株予約権の1株当たりの権利行使価額を、平成29年10月1日以降、次のとおり調整いたします。

発行決議日 (付与対象者の区分)	調整前権利行使価額	調整後権利行使価額
平成25年6月27日取締役会決議 (当行の取締役)	1円	10円
平成26年6月26日取締役会決議 (当行の取締役(社外取締役を除く))	1円	10円
平成27年6月25日取締役会決議 (当行の取締役(社外取締役を除く))	1円	10円
平成28年6月24日取締役会決議 (当行の取締役(監査等委員である取締役を除く))	1円	10円

(6) 株式併合の条件

平成29年6月27日開催予定の第132期定時株主総会において、本株式併合に係る議案及び下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

上記「1. 株式併合(1)株式併合の目的」に記載のとおり、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 単元株式数変更の内容

普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更日

平成29年10月1日

(4) 単元株式数の変更の条件

平成29年6月27日開催予定の第132期定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案及び下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

(ご参考)

株式併合及び単元株式数の変更に係る効力発生日は、平成29年10月1日でありますが、株式売買後の振替手続きの関係で、平成29年9月27日をもって、東京証券取引所における

当行株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

上記「1. 株式併合(1)株式併合の目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条(発行可能株式総数)を変更するとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため現行定款第7条(単元株式数)を変更するものであります。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって効力が生じる旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 2億9,710万株とする。 (単元株式数) 第7条 当銀行の単元株式数は、1,000株とする。 (新設)</p>	<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 2,971万株とする。 (単元株式数) 第7条 当銀行の単元株式数は、100株とする。 附則 本定款第6条(発行可能株式総数)及び第7条(単元株式数)の変更は、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は平成29年10月1日の経過後、これを削除する。</p>

(3) 定款の一部変更の条件

平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 132 期定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案及び本定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更の日程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 12 日
定時株主総会決議日	平成 29 年 6 月 27 日(予定)
株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日(予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日(予定)
定款の一部変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日(予定)

以上

添付資料:(ご参考)株式併合及び単元株式数の変更に関するQ & A

(ご参考)

株式併合及び単元株式数の変更に関するQ & A

Q1. 株式併合とはどのようなことですか。

A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とすることです。当行においては、10株を1株とする株式併合を行うことを予定しております。

Q2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A. 単元株式数とは、会社法によって定められ、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数であります。現在の当行の単元株式数は1,000株ですが、今回、単元株式数を1,000株から100株とすることを予定しております。

Q3. 単元株式数の変更と株式併合を実施する目的は何ですか。

A. 全国の証券取引所では、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目的に、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一することを推進しています。当行はこの趣旨を尊重し、対応することとしたものであります。

また、証券取引所では望ましいとする投資単位の水準を5万円以上50万円未満と定めています。単元株式数の変更と株式併合を同時に実施することにより、当行株式の投資単位を適切な水準に調整するものであります。

Q4. 投資単位はどうなりますか。

A. 単元株式数の変更と株式併合を同時に実施しますので、10株を1株に併合した上で、単元株式数が1,000株から100株に変更されることとなります。したがって、併合実施後の100株は併合実施前の1,000株に相当しますので、併合後の理論上の株価は併合前の10倍となります。従いまして、実質的には現在の投資単位に変動は生じないこととなります。

Q5. 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日最終の株主名簿に記載された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数 (1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。) となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

当行では単元株式数の変更に合わせて株式併合を実施するため、ご所有株式数は減少しますが議決権数については変動いたしません。具体的には、株式併合及び単元株式数変更の効力発生日前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例	5,000 株	5 個	500 株	5 個	なし
例	3,400 株	3 個	340 株	3 個	なし
例	206 株	なし	20 株	なし	0.6 株
例	2 株	なし	なし	なし	0.2 株

株式併合の結果、1 株に満たない端数 (以下「端数株式」といいます。) が生じた場合 (上記の例、例)、すべての端数株式を当行が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払させていただきます。

また、効力発生前のご所有株式数が 10 株未満の株主様 (上記、例) は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となります。株主様の保有機会を失わせてしまうことを深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

なお、例、例の株主様は、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増または買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q6. 所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないのですか。

A. 株式併合の前後で、会社の資産や資本の状況に変わりはありませんので、株式市況の動向等、他の要因を別にすれば、理論上、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はございません。

今回の株式併合により、株主様のご所有株式数は 10 分の 1 となりますが、普通株式 1 株当たりの資産価値は 10 倍になるためであります。また、株式併合後の株価についても、理論上は、併合前の 10 倍となります。

Q7. 所有株式数が減少すると、受け取る配当金は減りませんか。

A. ご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合(10株を1株に併合)を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定でありますので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになる配当金の総額が変動することはありません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。なお、端数株式につきましては、Q5に記載のとおり、端数株式処分代金をお支払いさせていただきます。

Q8. 具体的なスケジュールについて教えてください。

A. 次のとおり予定しております。

平成29年6月27日	定時株主総会日
平成29年9月26日	現在の単元株式数1,000株単位での売買最終日
平成29年9月27日	売買単位が1,000株から100株に変更されます。 株価に株式併合の効力が反映されます。
平成29年10月1日	株式併合と単元株式数変更の効力が発生します。

Q9. 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。

A. 特に必要な手続きはありません。なお、上記Q5に記載のとおり、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当行が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。なお、株式併合前のご所有株式数が10株未満の株主様は、株主としての地位を失うこととなります。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関しましてご不明な点は、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人(特別口座の口座管理機関)までお問い合わせください。

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

日本証券代行株式会社 代理人部

電話番号 0120-707-843(フリーダイヤル)

受付時間 平日9:00~17:00(土曜・日曜・祝日を除く)